

# 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

令和7年10月27日

規則第6号

## (総則)

第1条 職員の旅費に関しては、広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（令和7年広島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例第2条第6号に規定する規則で定める者等）

第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（広域連合との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に

提供する場合に限る。)

- 2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。  
(条例第3条第6項に規定する規則で定める場合等)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
  - (2) 条例第3条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第14条、第16条第1項及び第17条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第22条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額
  - (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手當に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手當に相当する部分を除く。)については、当該各種目について条例第11条、第12条、第14条、第15条及び第16条第1項並びに条例第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額
  - (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額  
(条例第3条第7項に規定する規則で定める事情等)

第5条 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
  - (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情
- 2 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。
- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものと含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額
  - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額  
(旅行命令等の変更の申請)

第6条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(宿泊費基準額等)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

- 2 条例第11条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
- (1) 国際会議その他の会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
  - (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (宿泊手当の定額等)

第8条 条例第13条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、2,400円とする。

- 2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
  - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定

### 額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、第1項に定める額とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。  
(転居費の算定方法等)

第9条 条例第14条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、複数の運送業者に見積りをさせることが困難である場合等において、経済的かつ合理的なものを選択したと任命権者が認める場合には、当該方法による運送に要する額を転居費の額とすることができる。
  - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
  - (3) 旅行者が宅配便を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額、自家用自動車を利用して家財の運送を行う場合には、条例第10条第1項第3号、同項第4号、同条第2項及び同条第3項の例により算出した額並びに当該運送に要する額、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、条例第10条第1項第3号及び同項第4号の例により算出した額並びに当該運送に要する額をそれぞれ転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の経費による支給が適当でない費用として広域連合長が定めるものを除くものとする。
  - 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。  
(退職者等の旅費の細則)

第10条 条例第17条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費  
(遺族の旅費の細則)

第11条 条例第18条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
  - ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第2号に規定する本邦をいう。次号において同じ。）における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
  - イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族（本邦にある遺族に限る。）の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項第1号又は第2号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合は、年長者を先にする。  
(通勤手当との調整)

第12条 旅行者が通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（年度経過による区分）

第13条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(改正後の規則の適用)

2 改正後の広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区分	宿泊費基準額
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山县	11,000円
鳥取県	8,000円

島根県	9,000 円
岡山県	10,000 円
広島県	13,000 円
山口県	8,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	10,000 円
高知県	11,000 円
福岡県	18,000 円
佐賀県	11,000 円
長崎県	11,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	12,000 円
鹿児島県	12,000 円
沖縄県	11,000 円